

## 会 議 録

会議の名称	令和2年度 第1回本庄市都市計画審議会
開催日時	令和2年8月17日(月) 午前 10時00分から 午前 11時50分まで
開催場所	本庄市役所6階 大会議室
出席者	(委員) 田中 護委員、松本 昇司委員、横尾 巧委員、 田端 講一委員、巴 高志委員、堀口 伊代子委員、 岩崎 信裕委員、町田 美津子委員、 田中 倫英委員(代理 渡邊 正様)、飯塚 雅彦委員、 砂原 誠一委員、前川 博昭委員、茂木 達郎委員  (事務局)【都市整備部】浜谷部長、加藤次長 【都市計画課】茂木課長、笠原副参事、 小暮課長補佐兼計画係長、斉藤課長補佐兼市街地整備係長、 小暮主任、矢島主任、赤坂主任、荒井主任、森田主事補 【下水道課】佐藤課長、高柳課長補佐兼業務係長、 宮城課長補佐兼工務係長、皆川主査
欠席者	飯田 潔委員、小林 猛委員
議題 (次第)	次第1 開会 次第2 委嘱状交付 次第3 会長選出 次第4 職務代理者指名 次第5 会長及び職務代理者挨拶 次第6 諮問及び市長挨拶 次第7 議事 (審議事項) 第1号 本庄都市計画下水道の変更について(本庄市決定) (報告事項) 第1号 東富田久下塚地区地域整備計画について 第2号 東富田久下塚地区都市計画変更案について 次第8 その他 次第9 閉会

<p>配 付 資 料</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和 2 年度第 1 回本庄市都市計画審議会次第</li> <li>・ 令和 2 年度第 1 回本庄市都市計画審議会座席表</li> <li>・ 本庄市都市計画審議会委員名簿</li> <li>・ 議案概要一覧表</li> <li>・ 議案書 議案第 1 号本庄都市計画下水道の変更について（本庄市決定）</li> <li>・ 参考資料 1 本庄都市計画下水道の変更</li> <li>・ 報告資料 1 東富田久下塚地区 地域整備計画について</li> <li>・ 報告資料 2 東富田久下塚地区 地域整備計画（案）</li> <li>・ 報告資料 3 東富田久下塚地区 都市計画変更について</li> </ul>
<p>その他特記事項</p>	
<p>主 管 課</p>	<p>都市整備部 都市計画課</p>

<p>会 議 の 経 過</p>	
<p>発 言 者</p>	<p>発言内容・決定事項等</p>
<p>事務局 (都市計画課長)</p>	<p>皆様 こんにちは。</p> <p>本日はお忙しい中、令和 2 年度第 1 回本庄市都市計画審議会にご出席賜りまして、誠にありがとうございます。</p> <p>私は進行をつとめさせていただきます、都市計画課長の茂木でございます。どうぞよろしく願いいたします。恐れ入りますが、事務局の進行・説明につきましては、着座にて失礼いたします。</p> <p>本日は、新型コロナウイルスに関する対策として、入室時の検温やマスクの着用、手指の消毒等にご協力いただき、誠にありがとうございました。委員の皆様のお席につきましても、同対策のもと空間を取った配置となっております。発言時にマイクがご入用でしたら、職員が都度消毒済みのマイクをお渡しに参りますので、お声がけください。また、室内の換気をさせていただきます、議事のうち、報告事項に入る際に説明職員の入れ替えをさせていただきますので、あらかじめご了承ください。また、会議中に体調が優れない場合は、お近くの職員にお声がけいただければと思います。</p> <p>なお、本日の次第にあります「委嘱状の交付」につきましては、本来ならば市長より直接お渡しさせていただくところですが、新型コロナウイルス対策として人と人との接触を極力避けるため、あらかじめ委員の皆様のお席に配置させていただきましたことをご容赦いただければ幸いです。</p> <p>本日、都市計画審議会に諮問させていただく案件は 1 件でございます。</p> <p>なお、本審議会の会議録につきましては、審議会規則の第 5 条に基づき、</p>

	<p>議決により非公開とした部分を除いた上で、市のホームページ等により公表することになりますので、ご承知おきください。また、会議録作成のため、録音させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、続きまして委員の皆様のご紹介を事務局よりさせていただきます。委員の皆様につきましては、お手数ですがお名前を呼ばれましたらその場でご起立をお願いいたします。</p>
事務局	<p>私は都市計画課の小暮でございます。</p> <p>それでは、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。</p> <p style="text-align: center;">(委員の紹介)</p>
事務局 (都市計画課長)	<p>引き続きまして、市職員の自己紹介をいたします。</p> <p style="text-align: center;">(市職員の自己紹介)</p>
事務局 (都市計画課長)	<p>続きまして、ここで本審議会の会長の選出についてお諮りいたしたいと存じます。</p> <p>会長の選出につきましては、審議会条例第5条第1項により、第3条第1項第1号の「識見を有する者」の委員のうちから、選挙によってこれを定めるとされております。いかが取り計らったらよろしいか、ご意見がございましたらお願いいたします。</p>
岩崎委員	<p>前回会長に就任していただいていた田中委員に今回もお願いできればと思います。</p>
事務局 (都市計画課長)	<p>ただ今、田中委員に会長をとの案がございましたが、皆様いかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p> <p>よろしいようであれば、ここで皆様の拍手をもって田中委員の会長就任について、ご承認をいただきたいと思います。</p> <p style="text-align: center;">(拍手)</p> <p>ありがとうございました。それでは、ご承認をいただけましたので田中委員に会長をお願いしたいと存じます。田中委員、ご承諾いただけますか。</p>
田中委員	<p>はい。よろしくお願いいたします。</p>
事務局 (都市計画課長)	<p>それでは、田中委員には会長席へご移動願います。</p> <p>続きまして、審議会条例第5条第3項の規定では「会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する」とされております。つきましては、会長の職務代理者を、会長からご指名をいただきたいと思います。</p>

	存じます。
田中会長	<p>ただいま事務局より、私の職務代理者の指名について、お話がありました。前回に引き続き、岩崎委員にお願いできればと存じますが、いかがでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議がないようですので、岩崎委員、ご承諾いただけますか。</p>
岩崎委員	はい。よろしく願いいたします。
田中会長	それでは、岩崎委員に職務代理者をお願いしたいと思います。
事務局 (都市計画課長)	会長及び職務代理者が決定いたしましたので、ここでお二人から、ご挨拶をいただきたいと存じます。
田中会長	<p>ただいま都市計画審議会会長を仰せつかりました田中でございます。</p> <p>平成22年から都市計画審議会委員に委嘱されまして、今年5期10年となりました。10年の節目で引退することも考えましたが、もう1期という話がありましたので、あと2年間頑張りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
岩崎委員	<p>ご指名いただきました。岩崎でございます。</p> <p>会長を助け、会長とともに職務をしっかりと頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
事務局 (都市計画課長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、吉田市長から田中会長に諮問させていただきます。</p>
吉田市長	<p>本庄市都市計画審議会条例第2条の規定に基づき、次の事項について諮問します。</p> <p>1. 本庄都市計画下水道の変更について（本庄市決定）</p> <p>以上諮問いたします。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
事務局 (都市計画課長)	続きまして、吉田市長よりご挨拶を申し上げます。
吉田市長	<p>皆様こんにちは。</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大が心配され、また猛暑で熱中症の心配もされているところでございますが、本日はお忙しい中、今年度第1回目の都市計画審議会にご参集賜りまして、誠にありがとうございます。常日頃から皆様方におかれましては、本庄市のまちづくりに対しまして熱意をもってご指導ご支援をいただいておりますことに、厚く御礼申し上げる次第でございます。また、ただいま互選によりまして、前回に引き続き会長には田中様、職務代理者には岩崎様ということでお世話になります。どうぞよろしくお願い申し上げます。</p>

	<p>都市計画審議会でございますけれども、都市計画にかかる重要な案件についてご審議頂く場となっております。先ほど諮問させていただきました本庄都市計画下水道の変更については、事業認可の期間延伸と計画区域の変更などを行うために、都市計画法の事業認可区域の変更及び下水道法の事業計画の変更と整合を図り、今後の整備を進めるために変更内容をご審議いただく案件となっております。</p> <p>報告事項は、本庄新都心土地区画整理事業地内において、土地区画整理事業が未施行となっていた3つの地区のうちの1つである東富田久下塚地区に関するものです。地元まちづくり協議会や各種関係機関の皆様と協議を行わせていただき、将来のまちづくりについて様々な検討を重ねてまいりました。本日は東富田久下塚地区のまちづくりの基本計画となる地域整備計画に関すること及び今後のまちづくりのための都市計画の変更案について、報告させていただく内容となっております。</p> <p>どうぞ皆様方から忌憚のないご意見を頂戴しながら、慎重なご審議を賜りたいと思っております。最後までよろしくお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。</p>
<p>事務局 (都市計画課長)</p>	<p>ありがとうございました。ここで誠に申し訳ありませんが、市長はこの後、別の公務が入っているため退席させていただきます。</p> <p style="text-align: center;">(市長退席)</p> <p>次に、議事に入ります前に、本日の資料を確認させていただきたいと思えます。</p> <p>本日の会議資料は、事前に郵送いたしました議案書及び資料と、当日資料として「配布資料一覧表」、「座席表」、「審議会委員名簿」を机上に置かせていただきました。お配りした資料は「配布資料一覧表」のとおりでございます。</p> <p>また、「議案概要一覧表」を机上に置かせていただきましたが、こちらは内容に一部修正がありましたので、大変お手数ですが、事前に郵送したものと差し替えをお願いいたします。資料の不足等ございましたらお知らせください。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、これより議事に入らせていただきたいと思います。議事進行につきましては田中会長にお願いしたいと存じます。</p>
<p>田中会長</p>	<p>改めまして、委員の皆様方には、ご多忙中のところ、本庄市都市計画審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。本庄市都市計画審議会条例の規定により、私が議長を務めさせていただきます。審議に当たりましては、慎重かつ能率的に進めさせていただきますので、ご協力をよろしくお願い</p>

	<p>いたします。</p> <p>それでは、事務局より委員の出席状況の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは委員の出席状況について、ご報告いたします。</p> <p>審議会条例第6条第2項では審議会は、委員及び議事に関係ある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができないと規定しております。本日まで出席いただいております委員さんは15名中現在13名でございます。定数に足りておりますので、本日の会議は成立いたしますことをご報告いたします。</p>
田中会長	<p>事務局からの報告のとおり、本日の会議は成立いたします。</p> <p>次に、本日の議案のうち非公開事項に該当するものがあるかどうか、事務局に伺います。</p>
事務局	<p>本日の会議で非公開事項に該当する議案はございません。以上でございます。</p>
田中会長	<p>それでは、本日の非公開議案等についての審査をいたします。ただ今、事務局から、本日の議案は非公開事項に該当しないとの報告がございました。</p> <p>本庄市都市計画審議会規則第2条では、審議会の会議は、公開とする。ただし、公正かつ円滑な議事の運営に支障が生じると認められる場合であって、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができるとされております。審議会規則第2条に基づき非公開事項に該当する議案がございましたら、ご提案をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(なしの声あり)</p> <p>ありがとうございます。それでは、本日非公開とする議案はなしということで進めさせていただきたいと存じます。事務局は傍聴人がおりましたら入室させてください。</p>
事務局	<p>事務局からご報告いたします。本庄市都市計画審議会規則第3条の規定により、本審議会の開催について市のホームページで公表し、審議会の傍聴について定員数10名としてご案内したところ、申し込みはございませんでした。以上でございます。</p>
田中会長	<p>事務局から、本日は傍聴人はいないとの報告でした。</p> <p>それでは議事に入ります。本日、諮問のありました、議案第1号「本庄都市計画下水道の変更について」事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	<p>議案第1号「本庄都市計画下水道」についてご説明させていただきます。</p> <p>本庄都市計画下水道において、このたび変更しよういたします主な内容は、区域の変更と認定幹線の廃止で、詳細の内容として、「区域の編入」、「汚水処理区域の追加（汚水）」、「雨水排水区域の追加（雨水）」、「汚水幹線の一部廃止」の4つの変更でございます。</p> <p>議案書の内容をまとめてあります議案参考資料1をご覧くださいませうでしょうか。この資料に基づき説明させていただきます。まず、本庄都市計画下水道の変更の概要について、1，2ページ目「本庄都市計画下水道の変更の概要について」をご覧くださいませうと思います。</p> <p>本庄市の公共下水道は、昭和50年度に、都市計画決定をして、平成16年度に単独公共下水道からより効率的で経済的な下水道事業を行うため、利根川右岸流域下水道関連公共下水道に変更し、その後も、名称変更等の都市計画決定を行ってきています。</p> <p>今回の都市計画決定の変更は、今年度予定している下水道法の事業計画の変更及び都市計画法の事業認可について、それぞれの整合を図り整備を進めるため、以下の①～⑥について変更いたします。</p> <p>変更内容について①～⑥、それぞれ概要をご説明させていただきます。</p> <p>まず、「①農業集落排水処理施設（都島）の処理区約11haを公共下水道処理区へ編入すること」について、資料の3，4ページ目をご覧くださいませうと思います。</p> <p>都島処理区は、計画人口280人、計画汚水量1日75.6m<sup>3</sup>として、平成元年4月に供用開始し、以来31年が経過する処理区です。</p> <p>本市の農業集落排水事業は、市内に6処理区ありますが、その中で、都島処理区約11haは、供用年数が30年に近づき、大規模改修を行う必要があることから、更新時期を考慮し、平成27年度に「農業集落排水施設簡易診断調査及び簡易統合検討業務委託」を実施した結果により、処理施設を廃止して、公共下水道に接続し編入することが、今後の管理運営上妥当と判断されました。</p> <p>このことにより、今回の都市計画決定の変更では、都島処理区を本庄都市計画下水道の汚水処理区として位置付けるためのものです。</p> <p>次に資料5，6ページ目にあります、「金鑽通り線国道462号東側の市街化区域約1haを追加」することについてご説明させていただきます。</p> <p>この追加区域は、本庄都市計画下水道区域の中央西側付近に位置し、関越自動車道本庄I・C北側に位置している市街化区域約1haです。</p> <p>この区域については、平成28年度の都市計画決定により、市街化調整区域から市街化区域に編入されていましたが、下水道法に伴う事業計画や都市計画法に伴う事業認可が市の都市計画の基となる区域設定の決定時期と異</p>
-----	--

	<p>なっていたことから今回整合を図り、下水道区域として位置付けるため、区域の変更を行うものです。</p> <p>次に資料7，8ページ目にあります、「インキュベーション・オン・キャンパス本庄早稲田内の一部区域約2haを追加」することについてご説明させていただきます。</p> <p>インキュベーション・オン・キャンパス本庄早稲田は、上越新幹線本庄早稲田駅の南側に位置している区域で、その中の約2haは、キャンパス内の主要施設が配置されている区域となり、本庄早稲田駅の開業と同時期に接続していたものです。</p> <p>これまでは、公共下水道区域外流入として取り扱っていましたが、今回の都市計画決定の変更に合わせてこの区域を下水道区域として位置付けるものです。</p> <p>最後に、資料9，10ページ目にあります、「第一号汚水幹線の一部区間を廃止」することについて、ご説明させていただきます。</p> <p>本庄都市計画下水道の第一号汚水幹線として位置付けていた幹線部分について、すでに埼玉県利根川右岸流域下水道に移管されている幹線部分が、重複記載されていたことから今回、市の都市計画決定の変更で、市の記載分を廃止し、埼玉県と整合を図るものです。</p> <p>以上のことから、本庄都市計画下水道汚水の区域面積は、既計画約1，210haから約14haを追加し、今回の変更で、約1，224haとなります。</p> <p>また、雨水については、既計画約1，200haから約3haを追加して、今回の変更で約1，203haとなります。</p> <p>本庄都市計画下水道の変更を行うに当たり、素案の閲覧期間を、令和2年6月15日～令和2年6月29日まで設定し、令和2年6月29日に公聴説明会を開催したところ、公述人はいらっしゃいませんでした。</p> <p>続いて、計画案の縦覧期間を令和2年7月28日～令和2年8月11日まで設定したところ、縦覧者は1名で、意見書の提出はございませんでした。</p> <p>以上が本庄都市計画下水道の変更案の説明となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>田中会長</p>	<p>ただ今、「議案第1号」について説明を受けましたが、今回の都市計画の変更は、汚水については農集排施設都島処理区の下水道への編入、西富田地区の一部およびインキュベーション・オン・キャンパス本庄早稲田の約14haの排水区域の追加を行うこと、また、雨水については、西富田地区の一部およびインキュベーション・オン・キャンパス本庄早稲田の約3haの排水区域の追加を行うものです。更に、第一号汚水幹線について一部区間を廃止</p>



	<p>するものです。</p> <p>議案第1号に対する事務局の説明について、何かご質問などございますか。</p>
前川委員	<p>下水道区域に編入をされますと、都島処理区の土地所有者はどのような影響が出てくるのか教えていただけますか。</p>
事務局	<p>今までは農業集落排水で汚水を処理していた区域となりますので、料金が農業集落排水の汚水処理料から公共下水道の汚水処理料に変更されます。その料金については、多くの方が今までの料金より安くなりますが、世帯によっては高くなる方も多少いらっしゃるかと想定されています。</p>
前川委員	<p>初めてその区域に家を建築して下水処理施設を使用する場合の初期費用はどのようになるのか教えていただけますか。</p>
事務局	<p>今まで農業集落排水で使用していただいていたご家庭についてはそのまま汚水を流していただくことになります。新たに家を建築する方については、受益者負担金と呼ばれる土地に係る負担金、その後工事費、使用料がかかることになります。</p>
前川委員	<p>おおよそいくらくらいですか。</p>
事務局	<p>受益者負担金については1㎡あたり300円となります。工事費については各家庭によって変わってきますので、金額は様々ですのではっきりと正確な金額は申し上げられません。料金については、水道料×1.1ぐらいを目安としていただければと思います。</p>
前川委員	<p>一般的にそういう区域に指定された方は恩恵を受けられるのか。それとも、逆に費用の負担の方が増えて辛くなるのか。どちらになりますでしょうか。</p>
事務局	<p>長期的に見ると公共下水道エリアと合併浄化槽を使用しているエリアを比べますと、周りの環境についても改善されますし、料金的にも浄化槽を使用されている区域と、さほど差は無いと考えております。</p>
前川委員	<p>今後下水道を使ってくださいという区域を本庄市は広げていこうという考えでよろしいですか。</p>
事務局	<p>本庄市は、今回は都市計画決定ですけれども、これの他に本庄市の全体計画があります。今年度策定いたしました本庄市生活排水処理施設整備構想において範囲を定めておりまして、その範囲を整備することを目標としております。</p>
町田委員	<p>先ほど説明をしていただきましたけれども、なかなか理解がしづらい。どのように変わるか、先ほどの説明だけですと自分の中で理解が難しい部分がありますので、改めてお聞きします。内容につきまして先ほどの質問で料金等の問題とも関わってご答弁いただきましたが、やはり周辺や市民の生活、地域の変化が起きてくるのだと思われまます。従って、もう少し内容を、これによって何がどのように変わっていくのか、料金の問題も含めて、市民生活</p>

	<p>がどのように変わっていくのかということ、もう少し詳しくご説明をいただかないと委員として責任を果たすことができませんので、もう少し詳しく内容について説明をいただきたいと思います。</p>
事務局	<p>基本的に下水道は市街化区域の中を整備していく事業でございます。そういった中で、今回、都島の農業集落排水を取り込むというのは、都島地区は築30年になりまして、今後処理場を建て直すのか、それとも公共下水道につながるのかという検討をして、公共の方が維持管理費等の削減できることが確認でき、今回、公共の方につながることになりました。この地区につきましては、今まで農業集落排水の使用料という形で、基本料金+人数割という形で、使用料をいただいております。そこについて市の方で積算しまして、公共につないだ場合と比較しましたところ、概ね85%ぐらいの方が公共につないだ方が料金的には安くなると確認されました。地元の方にも、その旨説明をし、ご理解をいただいております。</p> <p>また、元々区域外でつないでいたインキュベーションのところがございます。ここににつきましては、埼玉県と今回の変更に合わせて調整する中で、区域に編入することになりましたので、今回変更を行うものでございます。</p> <p>西富田地区につきましては、平成28年に市街化区域に編入されております。市街化区域については、下水道の整備を行っていきますので、下水道区域と位置付けるために今回変更するものでございます。</p>
町田委員	<p>そうしますと、都島の関係につきましては、これまで集落排水という形を取ってきましたけれども、このことにつきましては様々な検討をさせていただいて、住民の理解もいただいて、住民に対する不利益はほとんど無いということで、このような変更になりました。とご説明いただきました。従って、住民の皆様が十分な理解と、住民の皆様への不利益がないという理解でよろしいのかも一度お聞きしておきたいと思います。</p> <p>それと、西富田地区につきましては、平成28年に市街化に編入したということでございますけれども、こちらについて理解が進みませんので、西富田地区のこれまでと現状、今後について詳しくご説明いただきたいと思っております。</p>
事務局	<p>都島地区につきましては既に地元にご理解を得ていて、編入についても議会等でご報告させていただいている次第でございます。西富田地区につきましては、都市計画道路の関係で市街化調整区域となっていたところでございますが、平成28年に市街化区域に編入されましたので、下水道としては市街化区域につきましては整備をする区域ということで進めているところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。</p>
町田委員	<p>そうしますと西富田につきましては、今後下水道整備をしていく区域ということで、今後推進されていくことと理解はしますが、そうしますと、今後の推進の状況というのはどのような見通しなのかご説明いただきたい</p>

	<p>と思います。</p>
事務局	<p>西富田地区につきましては、今回ご承認いただければ来年以降整備を進めていく予定でございます。</p>
町田委員	<p>早稲田のインキュベーション施設との関係のところをご報告がされていたようですが、その関係につきましても、詳しいご説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>早稲田のインキュベーションにつきましては、平成16年の本庄早稲田駅の開業に合わせて、公共下水道に接続して流しているということで先ほど説明させていただきました。これが元々下水道区域の外であることから、区域外流入という形を取っております。そこについて今回、整合を図って下水道区域に変更することにしました。</p>
町田委員	<p>そうしますと、早稲田のインキュベーション関係は、地域の一体化をしていくということだと思いますけれども、そうしますと、一体化していくための費用等は、どのような費用の割合負担になるのかお聞きしたいと思います。それと費用負担と併せて何か課題があるか、あるいはどのようなことを検討してこれまで当事者や県と相談してきたのかお聞きしたいと思います。</p>
事務局	<p>早稲田のインキュベーションにつきましては事業者が自らお金を払って接続したものになりますので、新たに費用がかかるものではございません。市としましては、汚水の流入ということで維持管理に係る費用が発生しますが、それのみということになります。</p>
町田委員	<p>そうしますと、汚水に係る維持管理という面が出てくるとは思いますが、この維持管理はどのような維持管理費が発生するのかお聞きしたいと思います。</p>
事務局	<p>汚水の維持管理につきましては、管渠の維持・更新等に係る費用が発生します。</p>
田中会長	<p>ほかにご意見、ご質問等ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(意見・質問等なし)</p> <p>それではお諮りいたします。質疑、ご意見もないようですので、ここで質疑等について終結したいと思います。ご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p> <p>異議がないものと認め、質疑等を終結いたします。</p> <p>それではこれより採決に入ります。本審議会に諮問されました議案第1号「本庄都市計画下水道」は原案に賛成することにご異議ございませんか。</p>

	<p style="text-align: center;">(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。よって議案第1号については、原案について賛成するとして答申することに決定いたしました。</p> <p>続きまして、報告事項にうつります。冒頭で報告事項については説明職員の入れ替えを行うと説明がありましたが、事務局は説明職員の入れ替えをお願いします。</p> <p>報告事項につきましては、関係のある内容ですので、 「第1号東富田久下塚地区地域整備計画について」及び「第2号東富田久下塚地区都市計画変更案について」併せて事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、本日の次第にあります「報告事項第1号東富田久下塚地区地域整備計画について」ご説明いたします。</p> <p>これからご説明する内容については、こちらの報告資料の1から3が関係しますが、私の説明部分につきましては、よりわかりやすく説明させていただければと思います、こちらの「報告資料1 東富田久下塚地区地域整備計画について」というA3サイズ 青色ベースの資料を別途ご用意しましたので、こちらをご覧くださいながらお聞きいただきますようお願いいたします。</p> <p>また、これから説明する内容につきましては、既に昨年12月の都市計画審議会にて1度ご報告している内容が多くございますが、委員の改選もありましたことから、改めて東富田久下塚地区を含む本庄新都心地区の現状からご説明をさせていただきます。</p> <p>それでは、こちらの青色ベースのA3サイズの資料の「東富田久下塚地区の現状」をご覧ください。</p> <p>本庄新都心地区の1つである東富田久下塚地区は、平成15年3月に「本庄新都心地区」として154ヘクタールの面積で市街化区域への編入と土地区画整理事業の都市計画決定がされました。</p> <p>その後、当時の小泉政権が掲げる構造改革の影響を受け、実際の施行区域面積が154ヘクタールから65ヘクタールに縮小をされています。</p> <p>そして、この施行面積縮小により、1つの地域であった本庄新都心地区が「本庄早稲田駅周辺地区」、「新田原本田地区」、「東富田久下塚地区」、「栗崎地区」の4地区に分割することとなります。</p> <p>このうち、本庄早稲田駅周辺地区につきましては、UR都市機構が施行者となり、平成26年3月に区画整理の事業が完了しました。一方、周辺の3地区は長い期間にわたり事業未着手の状態が続いておりました。</p> <p>次に、「まちづくり手法の検討」をご覧ください。</p> <p>いま、「事業未着手の状態が続いていた」と申し上げましたが、なぜこのような状態が続いていたか言いますと、当初154ヘクタールという相当広い</p>

	<p>面積で計算されていた区画整理であったため、これを例えば東富田久下塚地区の25ヘクタールという面積で実施するとすると、住んでいる住宅の土地の減歩等に相当な負担が生じることや、少子高齢化やリーマンショック後の社会情勢の変化などもあり、これは難しいのではないかと、という意見が地元からも多くあり、「地区全体の土地区画整理事業は困難」という結論に達しました。</p> <p>しかしながら、まちづくりの前提である平成15年当初の都市計画決定は、「土地区画整理事業をするから市街化区域に編入した」という事実もあり、「区画整理をしないのであれば、調整区域に戻す」という原則論の中で、一番下の項目にもある通り「土地区画整理事業に替わるまちづくり手法の検討へ」と、つながっていくことになります。</p> <p>この土地区画整理事業に替わるまちづくり手法の検討で、転機となる出来事がありました。それは、資料右ページにある「長期未着手土地区画整理事業に係る市街化整備指針」ができたことです。</p> <p>この指針は、埼玉県が平成24年3月に策定した指針でございますが、埼玉県内のあちこちの自治体で、30年から40年以上前に区画整理をすると位置付けたものの、実際にはこの東富田久下塚地区のように、区画整理ができないような地区が1,000ha以上にものぼり、そのことがまちづくりの停滞を招いていることが顕著な問題となっていることから、これを解決するために作られた指針でございます。</p> <p>資料にも明記しておりますが、この指針の基本的な考えに「土地区画整理事業の都市計画決定をした後、長期にわたって事業に着手していない施行区域は、区域を再検証し、地域の実情に応じた市街地整備の促進を図る」とうたっており、その中では資料中央にあります「求められる最低限の整備水準」と、「望ましい整備水準」を満たした計画を策定することが必要となっています。</p> <p>つまり、これを簡単に言い換えると、「当初、区画整理をやる方向で都市計画決定をしたものの、なんらかの事情でそれが実現できない状況が長期間続くのであれば、改めて地域を再検証し、このいくつかの課題を解消する計画を策定すれば、区画整理をやらなくても市街化区域を維持しながらまちづくりをしてもいいよ」ということをうたう指針ということになります。</p> <p>そして、資料にもある通り、地域整備計画を策定することにより、土地区画整理事業の施行区域の変更をし、併せて関連する都市計画である「地区計画」などを定めていくことにつながっていきます。</p> <p>では、次に具体的にこの指針に沿って策定した「東富田久下塚地区の地域整備計画」にて、どのような事業を実際に実施する予定であるかをご説明いたします。</p> <p>資料の裏面にある「主な整備内容について」をご覧ください。東富田久下</p>
--	--

	<p>塚地区の地域整備計画では、主に4つの個別事業を進めることを明記しています。</p> <p>まず1つ目は「都市計画道路 新都心環状線」の整備です。これは、資料の図面では赤い矢印で表記されている路線となります。この道路は、平成15年の都市計画決定時より計画されている地区を東西に横断する道路であり、UR都市機構が区画整理を行った本庄早稲田駅周辺地区との区域境より西側に向かって幅員18m道路を延伸整備するものとなります。</p> <p>2つ目には生活道路のうち、相互交通が可能な幅員6mの道路を、新設または拡幅をする「主要区画道路の整備」です。これは、図面では青色の路線が2本あるかと思いますが、このうちの新幹線に並行して走る東西通り線から、地区中央の道路へ南北に縦断するよう伸びている道路を指しています。この幅員6mの主要区画道路につきましては、昨年12月の都市計画審議会以降に変更となった点がありますので、この後、別途変更した部分についてご説明いたします。</p> <p>3つ目、4つ目については、併せてご紹介致しますが、まずはいわゆる「2項道路の拡幅整備」です。図面では緑色の塗りつぶしに、黒字の矢印の箇所となります。これは、この地区に限ったことではありませんが、建築基準法第42条の2項道路については、道路に隣接する地権者の中で建築行為等があった場合には、セットバックをしていただき、ある程度用地が確保できた段階で4mの道路として整備をするものです。また、4つ目の公共下水道事業については、いわゆる汚水処理を従来からの浄化槽方式から下水道方式へ転換していくものであり、本地区については、令和7年度を整備目標に掲げ、今後手続きや工事を行っていきます。</p> <p>以上4点が簡単ではございますが、地域整備計画で掲げる主な整備内容となります。</p> <p>それでは、先ほど少し触れました、前回、12月の都市計画審議会以降の変更点のご説明をいたします。資料の右側上段の「前回からの変更点」をご覧ください。</p> <p>端的に申しますと、「主要区画道路」、つまり幅員6mで車の相互交通が可能な生活道路について、当初2本予定していたもののうち、西側に予定していた路線を見直し、変更後のルート1本に統合化を致しました。</p> <p>この理由についてですが、資料にも記載している通り、一つは「地区外からの通過交通量が多く、6mへの拡幅により、利便は向上する一方、更なる交通量の増加を助長してしまい、交通事故の発生といった安全上の問題が大きい」、との意見があったからです。</p> <p>二つ目として、「本地区を流れる農業用水路は、開渠で、深さもあり危険であるため、水路に沿った道路を拡幅することで、併せて水路の改修を図ることができるため」です。</p>
--	--

	<p>このように、今回改めてこの地域整備計画を皆様にご報告させていただいた理由は、この主要区画道路について、一部見直しがあり、ルートの変更等をご報告させていただきたくったからでございます。</p> <p>最後に、このルートの変更について、「地域にお住まいの方、土地をお持ちの方にキチンと了承いただいているか」、という部分が気になるかと思っておりますので、この点についてご報告させていただきます。</p> <p>実は、今回見直しで削除となった路線というのは、平成15年の都市計画決定当時から、拡幅の予定となっていた路線でした。また、数年前に実施したアンケート、ワークショップなどでも拡幅を希望する声もあり、実際に今回、この計画を策定するうえで、地元の協議会役員や関係地権者からも賛成の意向はいただいております。しかしながら、現在の道路の使われ方、生活道路としての在り方から、利便性より安全性を優先したいとの声もあったことから、改めて再考をさせていただいた次第でございます。</p> <p>その過程では、東富田久下塚地区のうち、特に関係する東富地区の役員と協議をし、そこで複数のパターンを検討し、変更後の今回のルート案に至りました。</p> <p>その後、この変更ルート案について、1月下旬に開催した会議にて、久下塚地区選出の委員にもご提案し、了承をいただいた後、この路線の全地権者である約30名の方にご説明をさせていただき、地区内の全地権者に対しては新型コロナウイルスの感染が懸念されていた時期であったため、広報誌として「まちづくりニュース」という形で、書面にて報告をさせていただきました。</p> <p>以上、このような形で、地域の皆様方には、段階を踏んでじっくりと変更内容の説明とご理解をいただき、今年度の6月には東富田久下塚地区まちづくり協議会、そして、この主要区画道路の関係地権者より、事業に対する「同意書」を、本市に対してご提出をいただき、本日の皆様への説明に至っております。長くなりましたが、以上が東富田久下塚地区の地域整備計画の紹介となります。</p> <p>ここで、この青色A3の資料から報告資料3「東富田久下塚地区 都市計画の変更について」こちらA4の資料でございますが、こちらの3ページ目をご覧ください。今私が説明したのが、この上の図にある「地域整備計画の策定」にあたります。</p> <p>資料にも明記されている通り、これが「土地区画整理事業に替わる、地域の実情に応じた新しいまちづくりの計画」になります。この地域整備計画を策定することにより、引換券のように「土地区画整理事業施行区域の変更」ができるようになるということにつながっていきます。</p> <p>続きまして、「用途地域の変更」と「地区計画の決定」についてご説明させていただきます。</p>
--	---

	<p>3 ページ目の下段をご覧ください。まず、用途地域という制度ですが、都市計画で定められた制度でございます。異なる用途の建物が混在することのないよう、土地の利用について、住宅地・商業地・工業地といった13種類の用途を適切に配分することにより、住環境の保全や効率的な都市活動を図る制度でございます。なお、用途地域の種類により、建築することのできる建築物の用途が決められています。</p> <p>現在の東富田久下塚地区の用途地域でございますが、第一種低層住居専用地域を指定しております。第一種低層住居専用地域とは低層住宅のための地域であり、低層の一般住宅のほか、小規模なお店や事務所を兼ねた住宅、小中学校等が建てられる用途地域になります。次に建ぺい率、容積率につきまして、ページの右下に解説がございますが、建ぺい率は敷地面積に占める建物の建築面積の割合、容積率は敷地面積に対する建物の床面積の合計の割合でございます。現在の東富田久下塚地区につきましては、土地区画整理事業の面的整備に備えまして、建物の規模をなるべく抑えるかたちとなっており、暫定的に建ぺい率40%容積率60%を指定しております。</p> <p>こちらについて、今回、土地区画整理事業の区域から除外をする手続きを進めるのと同時に、用途地域の変更を行うものでございます。</p> <p>変更後の用途地域ですが、既存の集落環境の保全とそれに調和した戸建住宅を中心とした住居地域とするため、用途地域は第一種低層住居専用地域を指定します。</p> <p>こちらは現在の用途地域と変更はございませんが、土地の有効活用を図るため、建ぺい率を40%から50%、容積率を60%から80%に変更することにより、現在よりも大きな規模の建物を建築することが可能になります。</p> <p>以上が「用途地域の変更」についての説明となります。</p> <p>続きまして、地区計画の決定についてご説明させていただきます。資料4ページ目の上段をご覧ください。まず、地区計画という制度でございますが、隣接する本庄早稲田駅周辺地区でもすでに運用されている都市計画の制度でございます。土地利用や公共施設の配置、建築物の形態などを地区単位で一体的、総合的に定めることのできる制度であり、地域の特性にふさわしい良好な都市環境の維持形成を図るものでございます。</p> <p>東富田久下塚地区では、地区計画の策定により、建築物の規制・誘導を推進し、既存の良好な集落環境を維持しつつ、生活道路の整備により暮らしやすく安心な住環境を実現するため、7つの項目について定めております。</p> <p>まず一つ目が「地区施設道路の配置」でございます。地区内の円滑で安全な交通流動を実現するとともに、災害避難時の安全性の向上を図るため、地区のネットワークとなる主な道路を地区施設道路として位置付けております。</p>
--	--



	<p>10ページ目の計画図(案)をご覧ください。こちらの区画道路という名称で1号から6号までの水色で塗ってある道路が地区施設として位置付けている道路でございます。この地区施設道路うち、区画道路4号については、緊急車両等の通行の円滑化を図るため、一部を拡幅、一部を新設し、幅員6mの道路整備の計画を位置付けております。そのほかの区画道路につきましては、拡幅の予定はございませんが、地区の主要となる道路でございますので、地区計画で位置付けを行うものでございます。</p> <p>4ページ上段に戻りまして、「建築物等の用途の制限」でございます。先ほどご説明いたしました、用途地域区分上では建築が可能な建物について、良好な都市環境の維持形成に影響を及ぼすおそれのある建物の建築を制限します。具体的には、地元地権者によるワークショップでのご意見を反映し、本庄早稲田駅周辺地区地区計画と同様に、葬儀屋を建築することについて、地区計画で制限するものです。</p> <p>4ページ下段をご覧ください。続きまして「建築物の敷地面積の最低限度」についてでございます。ある敷地に建物を建築する場合に、その敷地に最低限必要な面積を定めるものでございます。小さい敷地に建物を建築することによって、建築物の過密化や日照・通風等の障害が発生し、住環境の悪化が懸念されます。こうしたことを防ぎ、ゆとりあるまちなみを形成するために、敷地面積の最低限度を150㎡と定めます。</p> <p>地区計画を決定する前から最低限度を満たしていない土地や、交番等の公益上必要な建築物の敷地として使用する土地、公共事業又は公益施設の用地として買収されたことにより、敷地面積の最低限度を満たさなくなった土地については、建築物の敷地として利用することができます。5ページ目で例を挙げさせていただいておりますので、ご説明させていただきます。</p> <p>まず、①につきましては、地区計画の決定前に150㎡以上の土地の場合、地区計画を決定した後の建築について、敷地面積150㎡以上そのまま建築する場合は、建築は可能となっております。</p> <p>次に地区計画の決定前に敷地面積が150㎡未満である場合です。②の様に敷地をそのまま利用する場合には建築することが可能ですが、③の様に新たに敷地を分割して建築することはできません。ただし、建物を建築することはできませんが、駐車場等としての土地利用は可能となっております。次に④につきましては、地区計画の決定前に150㎡以上あった敷地を分割して土地利用をする場合、分割後も150㎡以上の敷地でないと建物を建築することはできません。最後の⑤につきましては、道路整備等の公共事業で、敷地の一部が道路用地として買収されたことにより、敷地面積の最低限度を満たさなくなる土地については、残された敷地をそのまま使う場合、建築が可能となっております。</p> <p>以上が建築物の敷地面積の最低限度の説明でございます。</p>
--	---

	<p>続きまして6ページ目上段の「壁面の位置の制限」についてでございます。</p> <p>壁面の位置の制限については、ゆとりある空間の創出のほか、災害時における、建物の倒壊による道路空間の閉塞や、延焼の抑制効果が見込まれます。建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、道路や隣接地との境界から1m以上後退するように地区計画で定めます。ただし、物置等で軒の高さが2.3m以下、床面積の合計が5㎡以内のもの及び外壁のない車庫については、壁面の位置の制限は適用しません。</p> <p>6ページの下段の図をご覧ください。ある敷地が道路と隣地の境界に面しておりまして、そこから1mの箇所が壁面の位置の制限を受ける区域となっており、水色に着色してある箇所に掛かって建物を建築することはできません。</p> <p>次に7ページ目下段をご覧ください。先ほど例外として建築できると説明しました規模の小さい物置や外壁のない自動車車庫等につきまして、区画道路4号に面している場合には、新設・拡幅整備を行う道路であるため、区画道路の境界線を越えて建物を建築することはできません。</p> <p>8ページ上段をご覧ください。続きまして、「壁面後退区域における工作物の設置の制限」でございます。</p> <p>区画道路4号は、新設・拡幅整備を位置付けている道路であり、整備を円滑に進めるため、整備予定の区域内に塀・柵・門・看板等の工作物の設置を制限するものです。</p> <p>続きまして、下段をご覧ください。「建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限」でございます。建築物の形態につきまして、区画道路4号の整備を推進するため、区画道路区域の上空に、建築物の軒や庇などが掛かることを制限するものです。また、落ち着いた色のあるまちなみを形成するため、外壁の色彩や屋外広告物について、刺激的な色や蛍光色を避けるなど、良好な景観形成に配慮していただくように制限するものです。</p> <p>9ページ目上段をご覧ください。最後が「垣又は柵の構造の制限」でございます。道路に面して垣又は柵を設置する場合には、生け垣や開放的なフェンスにしていただき、高さの制限を加えまして、開放的な空間の形成を目指すものでございます。説明文の下に図がございますが、開放的な構造で、高さが1.5m以下、基礎が90cm以下の構造の制限をするものです。</p> <p>最後に9ページ目の下段、都市計画の変更手続きについて、ご説明させていただきます。これまでご説明いたしました本庄都市計画の土地区画整理事業、用途地域、地区計画の3つの都市計画決定・変更につきましては、こちらに記載しているフローのとおり進めてまいります。</p> <p>しかし1点だけ変更がございまして、一番上に記載されている「地元説明会」についてでございます。こちらは都市計画法で定められたものではなく、地元地権者の方に、より理解を深めていただくために開催を予定していたも</p>
--	---

	<p>のです。しかしながら、昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大を受けまして、地元まちづくり協議会の方とも協議をした結果、地権者の方には本日の資料と同じものを郵送し、不明点等がある場合には、お問い合わせにお応えする形で説明会に替えさせていただく予定であります。なお、都市計画の変更内容等に関しましては、地域整備計画に関する説明会や、ワークショップの開催、まちづくり協議会の広報誌である「まちづくりニュース」への掲載等をおして、周知を図っております。</p> <p>そのあとの「変更原案の閲覧」以降は、都市計画法で定められた手続きとなっております。全て順調に進んだ場合、年度内での都市計画決定を予定しております。</p> <p>報告事項「第1号 東富田久下塚地区地域整備計画について」、「第2号 東富田久下塚地区都市計画変更案について」説明は以上となります。</p>
田中会長	事務局の説明について、何かご質問などございますか。
町田委員	<p>東富田久下塚地区の関係のご説明をしていただきましたけれども、地元の中から交通の安全について意見が出ていたとご説明いただきました。本庄市は交通事故ワースト1からワースト3を行ったり来たりしているところでありまして、交通事故等が厳しい状況でありますので、住民の声としては当然のことと思います。従って、安全は第一に考えていただきたい。そのことにつきましてどのようにお考えなのか改めてお聞きしたいと思います。</p> <p>そして、この区画道路の整備や、その後の道路整備も含めてまちづくりの内容の構想につきまして、商業施設や色々な施設が今後建設されていくのだと思いますが、その内容につきまして改めてお聞きしたいと思います。</p> <p>それと、この開発に伴って、埋蔵文化財や貴重な残さなくてはならない文化財等との関係はどのようになっているのかについてもお聞きしておきたいと思います。</p> <p>それと、最初の構想が154haから65haに小さくなったということに伴って進められてきましたけれども、この減少傾向の中で、このようなことで進めていけば開発が進められていくんだということを今示していただいたのだと思います。従って、65haに減少されてきたということを大きく捉えて、あくまで大前提としていく必要があると思います。開発のみを優先させていくのではいけないということだと思います。従って、その辺のことについて、改めて市としてどのように進めていくお考えなのか、現在の状況をどのように反映して、やっていくお考えなのか改めてお聞きしたいと思います。</p>
事務局	安全性についてですが、今回変更となったルートにつきましては、平成15年当初から拡幅する路線として位置付けられておりました。なぜかといいますと、東西通り線がありまして、この東西通り線に唯一今回ルートを変更する路線が信号機がある交差点に接続していました。そういったことから

	<p>も、以前からここを拡幅しようといった計画もあったのですが、その後、UR都市機構施行区域内のまちづくりが進んで、例えば、ガスステーションがこちらのまちにできたということが平成20年以降にありまして、その中で、ガスステーションがあるなかで何が起きるかという、タクシーなどのガスで走る車が給油をしにきて、まちなかに戻っていくのですが、ガスステーションから出て行くと今回のルートが一番抜け道として使われやすい場所になります。給油をして例えば本庄駅の方へ向かうとなると他は中央分離帯がありますので今回のところを北上していく形になります。これまでも地元の方からも、こういったことでガスを入れた車が結構なスピードで通過していくというようなどころでありまして、そういった部分も踏まえて、まちづくりの中で、この道をどうしていくのかという検討に至りました。昨年12月の都市計画審議会で説明させていただいた後に、地元の皆様と最終的な調整をする中で、拡幅することはいいけれど…ということで少し疑念があったので、何かご心配なことはありますか？ということでお話をしたところ、通過交通が増えてしまうのではないかとということでご心配されていました。地区の中の生活道路ですので、そこにお住まいの方が通るのはいいけれど、地区の外から地区の外へ抜けていってしまう生活道路と違う使い方をされてしまうのであれば、あえて6メートルにするのではなく、今の生活環境が維持できる形で、このルートは拡幅しないで、仮に通り抜けする車があるようならば、違う安全なルートで抜けられるようにした方が良くはないかということで、お住まいの方の環境、安全を考慮して今回のルート変更に至っております。</p> <p>2つめのまちづくりの構想ということですが、平成29年度末に本庄新都心地区は立地適正化計画の中の居住誘導区域、都市機能誘導区域に位置付けられまして、この地区を本庄市の中でまちづくりをしていこう、人を呼び込もうということを掲げる区域になっています。そういった点について、この本庄新都心地区というものの中で、特に本庄駅周辺地区や児玉駅周辺地区と併せてまちづくりを発展させていきたいという地区に位置付けられており、それを進展していければと考えております。</p> <p>3つめの文化財の保護につきましては、具体的に道路の工事等が行われるときに発生する部分でもございますが、当然、整備する際は本庄市の文化財保護課等と協議をいたしまして、整備を進めていこうと考えております。</p> <p>4つめの154haから65haに縮小したことで、まちづくりの中で、ただまちづくりを進めていくだけということではございません。まちづくりをしていく中で周辺の原風景を生かしながら地域の皆様の声を伺いながら、それに合わせた計画を作って、まちづくりをしていきたいと思っております。</p>
町田委員	<p>市の文化財保護課と協議をしながらということですが、開発によって、また大きい道路ができることによって、市民生活が様々な問題に直面し</p>

	<p>ていくということになったら困ると思います。やはり、安心して生活ができるゆとりがあるまちづくり空間にならなければ、どんなに大きな道路を作っていたとしても困る訳です。まず、住民の皆様のゆとりのある生活を第一に考えていただくということが大事かと思ひます。従って、この道路を整備していくことにつきましては、交通事故ワースト1ということに常に頭に入れておいていただき、開発を進めていただく必要があると考えております。そこでお聞きしますが、道路を整備していただくことに併せて、信号機、区画線、横断歩道や側溝の整備等を道路と併せて、道路が開通するときにはすべての危険箇所には安全対策が実施されているということにならないと、住民の方の安全が守られませんかのでその点についてお聞きしたいと思ひます。</p> <p>それと、先ほども申し上げましたとおり、住民のゆとりある生活を保証していかなければならないと思ひます。従って、住民の声をくまなくお聞きすることが大事だと思ひます。そこでお聞きしますけれども、先ほどコロナ対策の関係で、予定していた住民の説明会を行うことができない状況ということをお聞きしましたけれども、そうしましたら、アンケートを実施するとか、コロナ対策はわかりますけれども、方法を変えて丁寧なアンケートを実施していくことはいかがでしょうか。その点についても、お聞きしておきたいと思ひます。</p> <p>それと、文化財の関係も必要な看板等は、東富田久下塚地区の歴史を明らかにしていく、いろんな文化財等につきましては看板等立てていきながら、より文化財を大事にしていることを強調できるようなまちづくりにしていきたいと思ひますので、その点についてお聞きしたいと思ひます。</p> <p>それと、先ほどの関係でルートを変更したということで、これもやはり住民の皆様の意見を聞いてこの安全な対策になったということは大変評価できると思ひます。住民の皆様の声をお聞きしなければルート変更に至らなかったということで、今後さらに重要視していただきたいと思ひますが、そのことについての考えもお聞きしておきたいと思ひます。</p>
事務局	<p>交通安全対策についてお答えしていきたいと思ひます。こちらの道路整備に関しましては、道路構造令に則った整備を進めて参ります。必要な安全対策についても地元の交通管理者である本庄警察署と相談をしながら、警察の助言に基づき適切な安全対策をした上での開通とさせていただきたいと思ひます。</p> <p>次にアンケート等を取って地元の皆様から合意、ご理解を深めていこうとお話でしたが、実は今回の都市計画審議会のご説明に至るまでに、かなり地元の地権者の方をまわってお話に伺っております。コロナの影響もあり今回説明会は難しいのではないかとということで、その中で皆様の方法をご相談させていただいたところ、資料をお送りさせていただいて、場合によってはご連絡をいただき、個別にご説明する方法で、協議会の方にご承認</p>

	<p>いただき今回の手法を取ることになりました。結果的にはアンケートではないのですが、同じような効果は得られるのではないかと考えております。</p> <p>もう一点文化財のことについてご質問があったと思いますが、先ほど文化財保護課と協議をしながらとお話をさせていただきましたが、町づくりに直接的に何かするという計画の内容ではないのですが、文化財が多くある地域でもありますし、大事にしなければならないものが地元の財産としてありますので、まちづくり協議会並びに地権者の方といろいろな意見を交わしながら、まちづくりの中で生かしていく部分になると思います。</p>
町田委員	<p>まちづくりにつきましては大事にしていかななくてはならないとご説明いただきましたので、安心いたしました。やはり歴史を大事にしていこうということを前提とする開発というような計画づくりでなければならないと思います。従って、できましたら歴史のところにも看板等を検討していただいて、文化財保護課と連携しながらゆとりのあるまちづくりが必要かと思われまますので期待したいと思います。</p> <p>それともう一つ、申し上げておきたいと思いますが、交通事故の関係で、道路ができることによって危険箇所ができると思います。小島の土地区画整理が行われましたけれども、小島の土地区画整理地内では大変カーブミラーが不足しております。30数カ所の見づらい交差点ができました。しかし、カーブミラーが2、3箇所しかないことを申し上げておりますが、安全については、そういったことについても十分な配慮をしていただきたいと思いますがいかがでしょうか。</p>
事務局	<p>カーブミラーについてお答えさせていただきます。こちらにつきましても、今後地元の皆様などと調整をしつつ、適切な設置を考えていきたいと思っております。</p>
前川委員	<p>地区計画の説明の中で、今回①～⑦という形で具体的な制限がでているのですが、これら制限は本庄早稲田駅周辺地区との違いはあるのでしょうか。</p>
事務局	<p>本庄早稲田駅周辺地区地区計画との違いとのことですが、本庄早稲田駅周辺地区は住宅地の他にも商業地等もございますので、すべてが一緒ということではございませんが、本庄早稲田駅周辺地区の住宅地に関して定めております地区計画の内容と、ほぼ同様のものとなっております。東富田久下塚地区だけ違うということはございません。</p>
前川委員	<p>今後、新田原本田地区と栗崎地区も進めていくと思っておりますが、これらの住宅地についても同じ形で制限をかけていくということによろしいですか？</p>
事務局	<p>基本的には154ha全体でまちなみを形成していくために同じような制限を検討しております。新田原本田地区につきましては、今年の1月に都市計画の決定をしております、同様の地区計画を策定しております。栗崎地区につきましても、今後、地元の方の意見を聞きながらではございますが、</p>

様 式

	本庄早稲田駅周辺地区地区計画と同様の内容を検討しているところです。
田中会長	<p>ほかにご意見、ご質問等ございませんか。</p> <p>(意見・質問等なし)</p> <p>それでは、議事が終わりましたので、私は議長の任を解かせていただきまして、事務局へ司会進行をお戻しいたします。ありがとうございました。</p>
事務局 (都市計画課長)	ありがとうございました。それでは「その他」ということで、事務局からご連絡いたします。
事務局	<p>それでは、今後予定している都市計画の変更等につきましてご説明させていただきます。</p> <p>令和2年度の予定といたしましては、先ほど報告事項第2号でご説明させていただきました、東富田久下塚地区の都市計画の変更を予定しております。協議等が順調に進んだ場合、来年2月頃にお諮りさせていただきたいと存じますので、よろしく願いいたします。</p>
事務局 (都市計画課長)	<p>本日は、長時間に渡りまして、慎重審議ありがとうございました。</p> <p>これもちまして、令和2年度第1回本庄市都市計画審議会を閉会いたします。どうもありがとうございました。</p>